



目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療薬務課)	1
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (環境対策課)	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	1
○市町村道の改築に関する工事の施行 ( " )	2
公 告	
○平成22年度後期技能検定試験の実施 (雇用労働政策課)	2
○市町村営土地改良事業の計画の変更の適否決定 (農業基盤課)	5
監査公表	
○定期監査の執行結果 (幡多福祉保健所ほか)	5
入札公告	
○一般競争入札 (県立学校授業用パソコンの購入) の公告 (総務事務センター)	7
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (警察本部会計課)	8

告 示

高知県告示第523号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いずみの病院	高知市薊野北町二丁目10番53号	平22・9・1	平25・8・31

高知県告示第524号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域

を次のとおり指定する。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定区域  
安芸郡東洋町生見字瀧山635番地4の一部
- 埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第35号) 第12条の31第2号に掲げる埋立地

高知県告示第525号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

土佐清水市以布利西 (追加)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
7	土佐清水市以布利字古寺	748-3
8	" " "	747-6
9	" " "	745-1
10	" " 字坂谷ノ谷	1059
11	" " 字古寺	1066-1
12	" " "	1070-6

(2) 区域

平成21年3月高知県告示第169号で指定した土佐清水市以布利西急傾斜地崩壊危険区域内 (以下「169号区域」という。) に存する標柱1と標柱7を直線で結んだ線、標柱7から標柱12までを順次に直線で結んだ線、標柱12と169号区域に存する標柱2を直線で結んだ線及び169号区域に存する標柱2と169号区域に存する標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第526号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年9月3日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 春野赤岡
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市吉川町吉原字四反地144番4から香南市吉川町吉原字下大境156番3まで	前	9.7 13.9	83
	後	13.2 14.0	83

高知県告示第527号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 奥の谷日比原
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水下分字サガヤブ300番1から吾川郡いの町清水下分字ニッチ1991番1まで	前	5.0 11.0	35
	後	5.0 22.0	35

高知県告示第528号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越屋 字上タチメ967番地 先から 高岡郡日高村名越屋 字上タチメ9番1ま で	前	19.4 }	87
	後	44.5 19.4 }	
		74.3	87

高知県告示第529号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき市町村道の改築に関する工事を県が行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

市町村道の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始予定日
村道朝谷線	土佐郡大川村朝谷字 ユタロヲ75番1から 土佐郡大川村朝谷字 ユタロヲ9番1まで	改築	平成22年10月 1日

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、平成22年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施する等級、検定職種等  
実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行う。  
(1) 特級職種

金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造及びパン製造

(2) 一級及び二級職種

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業又は設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業又はビニルエステル樹脂積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業又は和菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業又は組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 三級職種

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業又はシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業又はテクニカルイラストレーションCAD作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級職種

電子回路接続（電子回路接続作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成22年11月29日（月）から平成23年2月20日（日）までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりである。

(ア) 特級、一級、二級、三級（高等学校に在学する者その他の別に定める者を除く。）及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
金属熱処理	(特級職種)	16,500円
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械保全		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		
油圧装置調整		
建設機械整備		
婦人子供服製造		

紳士服製造		器施工	業	改質アスファルトシート トーチ工法防水工事作業		
パン製造		製版	DTP作業	樹脂接着剤注入 樹脂接着剤注入工事作業 施工		
さく井	ロータリー式さく井工事 作業	プラスチック成 形	射出成形作業	カーテンウオー ル施工	金属製カーテンウオー ル工事作業	
工場板金	機械板金作業	強化プラスッ ク成形	エポキシ樹脂積層防食作 業	バルコニー施工	金属製バルコニー工事作 業	
	数値制御タレットパンチ プレス板金作業			ビニルエステル樹脂積層 防食作業	ガラス施工	ガラス工事作業
機械保全	機械系保全作業	パン製造	パン製造作業	金属材料試験	機械試験作業	
	電気系保全作業	菓子製造	洋菓子製造作業 和菓子製造作業		組織試験作業	
	設備診断作業					酒造
電子回路接続	電子回路接続作業	建築大工	大工工事作業	塗装	鋼橋塗装作業	
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作 業	枠組壁建築	枠組壁工事作業	機械検査	機械検査作業	13,700円
		シーケンス制御作業	かわらぶき	かわらぶき作業	和裁	和服製作作業
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業	配管	建築配管作業	テクニカルイラ ストレーション	テクニカルイラストレー ション手書き作業	
		型枠施工	型枠工事作業		テクニカルイラストレー ションCAD作業	
プリント配線板 製造	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	鉄筋施工	鉄筋組立て作業		機械・プラント 製図	機械製図手書き作業 機械製図CAD作業
		自動販売機調整	自動販売機調整作業	電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
時計修理	時計修理作業	コンクリート圧 送施工	コンクリート圧送工事作 業	(イ) 三級職種（高等学校に在学する者その他の別に定 める者に限る。）		
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作 業	防水施工	アスファルト防水工事作 業	検定職種	実技試験の試験科目	手数料
油圧装置調整	油圧装置調整作業		合成ゴム系シート防水工 事作業	電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作 業	11,000円
農業機械整備	農業機械整備作業		塩化ビニル系シート防水 工事作業			
冷凍空気調和機	冷凍空気調和機器施工					

プリント配線板製造	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	
プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
配管	建築配管作業	
機械検査	機械検査作業	9,100円
和裁	和服製作作業	8,100円
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き作業 テクニカルイラストレーションCAD作業	
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	

エ 問題の公表  
 実技試験の問題は、あらかじめ、平成22年11月19日（金）に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

- ア 実施期日  
 検定職種ごとに次のとおりである。  
 (ア) 特級職種

職種	実施期日
----	------

金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 パン製造	平成23年1月30日（日）
---	---------------

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 菓子製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工 金属材料試験	平成23年1月23日（日）
さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 強化プラスチック成形 パン製造 酒造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 枠組壁建築	平成23年1月30日

バルコニー施工	
機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 和裁 製版 建築大工 かわらぶき 電気製図 塗装 電子回路接続 樹脂接着剤注入施工	平成23年2月6日（日）

(ウ) 三級職種

職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 内燃機関組立て 配管	平成23年1月23日
時計修理 冷凍空調和機器施工 機械・プラント製図	平成23年1月30日
プリント配線板製造 和裁 プラスチック成形 建築大工 テクニカルイラストレーション 電気製図	平成23年2月6日

- イ 実施場所  
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料  
 3,100円

3 受検の申請手続

- (1) 提出書類  
 ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）  
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- (2) 書類の提出先

高知市布師田3992-4（高知地域職業訓練センター内）  
高知県職業能力開発協会

なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

平成22年9月27日（月）から同年10月8日（金）まで（郵送による場合は、平成22年10月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

なお、受検する検定職種（作業）に応じて、受付期間内にインターネットで受検申請をすることができる場合がある。

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、平成23年3月15日（火）に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301>）に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級及び三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課（電話番号088-823-9765）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項の規定において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、安芸市が行う土地改良事業（安芸地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供す

る。  
平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
市町村営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年9月3日から同年10月5日まで
- 3 縦覧場所  
安芸市役所
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

-----  
監 査 公 表  
-----

監査公表第8号

平成22年9月3日

高知県監査委員	森田 英二
同	式地 寛肇
同	坂本 千代
同	奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、定期監査を行ったところ、その結果は、次のとおりであった。

1 監査委員意見

平成22年度出先機関前期分63機関及び公営企業局に対する定期監査を実施した結果について、次のとおり意見を述べる。

財務会計全般では、前年度に指摘した事項については、おおむね是正されており、その努力は認められる。しかしながら、支出の会計年度所属区分の誤りや厳格に管理すべき郵便切手類やガソリン給油チケットの不適切な管理など、一部ではこれまでと同様の事例が見受けられるなど、特別指摘事項2件、指摘事項9件及び注意事項98件の不適正な執行があった。

その内容は、(1)から(4)までのとおりであるが、その主な原因は、担当職員の財務会計事務に関する基本の認識不足によるもののほか、管理職員等や出納員のチェックが不十分であることなどによるものである。

今後は、担当職員の財務会計に関する事務処理能力を一層高めるとともに、管理職員等及び出納員によるチェック及び指導を徹底させることなどにより、適正な執行が確保されるよう強く求める。

特に会計管理者の権限の一部を委任されている出納員には、支出や物品管理など基本的な事務処理に関する誤りや不適切な事例を繰り返すことがないよう、その職責の重大性を再度認識

し、責務を果たすことを求める。

また、財務会計の事務執行において、検討事項として10件を指摘したところである。指摘した内容は、競争性が発揮されるよう契約の方法や手続について検討が必要と認められるもの及び財産管理等に関する事務処理の改善について検討が必要と認められるものなどであり、速やかな対応を求める。

なお、定期監査結果の取扱基準については、本年度から、年度ごとの監査結果をより客観的に比較し、全庁的な改善の状況を把握することができるよう見直しを行った。見直しの主な内容は、①議会、知事等へ報告し、県公報へ掲載する事項は、従来の特別指摘事項及び厳重注意事項を統合して「指摘事項」とする、②指摘事項の中で特に重大なものは、「特別指摘事項」とする、③従来の重要検討事項と検討事項とに分けていた法令等に反する事項ではないが、改善の検討を求める事項を「検討事項」に一本化する、というものであることを申し添える。

(1) 収入に係る事務について

収入の事務処理に当たって、証紙収入の調定漏れや遅延、現金出納簿の記帳誤り等の不適切なものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることがないよう適正な執行を強く求める。

(2) 支出に係る事務について

経費支出何で定めた支出限度額を上回ったもの、会計年度の所属区分を誤ったもの、支払の遅延及び履行の確認事務が不適切なものなどが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることがないよう適正な執行を強く求める。

(3) 契約に係る事務について

落丁など契約書が不備なもの、見積書が不適切なもの、契約書及び仕様書に定める手続の履行が不十分なもの並びに長期継続契約とすべきところをしていないものなどが見られた。特に長期継続契約については、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年高知県条例第2号）の施行以来、通達、通知等によりその周知が図られてきたにもかかわらず、不適切な事例がいくつか見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることがないよう適正な執行を強く求める。

(4) 物品管理について

金銭同様に厳格な管理が求められる郵便切手を亡失しているもの、また、ガソリン給油チケットの管理が不適切なものが見られた。

今後は、このようなことが繰り返されることがないよう適正な執行を強く求める。

2 特別指摘とする機関及び事項

<p><b>幡多福祉保健所</b> (監査日：平成22年6月7日)</p> <p>(1) 事実認定 平成20年度及び21年度の病院開設許可等手数料の証紙については、申請書に貼付された証紙に受理した日に消印の上収入調定すべきところ、いずれも怠ったまま証紙を金庫に保管し、失念していた。 平成22年1月ようやく気づき、平成21年9月分を平成22年1月25日に、平成20年9月分を平成22年2月10日に計3件分59,000円を収入調定していた。 その後、事務の見直しを行い、申請書に証紙を速やかに貼付することとしていたが、消印は、月末にまとめて押印するなど不適切な事務処理が続いていた。</p> <p>(2) 特別指摘事項 上のことは、申請時に証紙を貼付せず別途保管することが常習化していたことが主な原因である。 また、事務の見直しを行いながら、証紙の消印は、月末にまとめて行っており、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第3号及び高知県証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第3条の規定に反する極めて不適切な事務処理である。 今後は、二度とこのようなことがないよう厳正な取扱いを強く求める。</p> <p><b>幡多農業振興センター</b> (監査日：平成22年6月7日)</p> <p>(1) 事実認定 平成21年9月に500円切手19枚を亡失していた。</p> <p>(2) 特別指摘事項 郵便切手は、その性質上金銭と同様に厳格な管理が求められるものであるが、その管理が極めて不適切であった。 今後は、このようなことがないよう厳格な管理を強く求める。</p> <p>3 指摘とする機関及び事項 <b>消防学校</b> (監査日：平成22年5月12日)</p> <p>(1) 事実認定 学生に対し給食を提供する業務については、平成19年3月13日に締結した消防学校給食業務実施覚書により高知県消防学校教育推進協議会が一定の業務を行っており、覚書の第6では、「業務に係る経費のうち、光熱水費は学校が負担し、その他の経費は協議会が事業者との委託契約に基づき事業者が支払うこと。」と定めている。 契約当事者は、消防学校と同協議会となっているが、双方の利益が相反する内容であるにもかかわらず、消防学校校長は、同協議会の会長でもあり、同じ人物が双方の代理人となっていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、民法（明治29年法律第89号）第108条に定め</p>	<p>た自己契約及び双方代理の禁止に抵触する行為である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>工業技術センター</b> (監査日：平成22年5月14日)</p> <p>(1) 事実認定 平成21年度の収入調定において、所属長が決裁すべきところ、平成21年8月分を除き決裁権者でない次長が専決を行っていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことについては、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）別表第2の定め反する不適切な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>須崎農業振興センター</b> (監査日：平成22年7月2日)</p> <p>(1) 事実認定 構原町に対する平成21年度農地防災施設等緊急整備事業費補助金において、平成22年2月18日付けで補助金交付決定の変更を2件行っていたが、同日付けの支出負担行為の変更決議を同年4月に行っていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、補助金の額の変更を行おうとするときは、支出負担行為決議書によらなければならないとする高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条の規定に反する不適切な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>農業技術センター</b> (監査日：平成22年6月30日)</p> <p>(1) 事実認定 平成20年度の生産物販売委託の支払において、平成20年度予算で支払うべき平成21年3月分の資材代及び梱包手数料を平成21年4月16日に平成21年度予算で支払っていた。 また、このうち資材代については、平成20年度単価で支払うべきところ、平成21年度単価で請求されてそのまま支払っていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、法第208条及び地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に反する不適切な事務処理である。 今後は、チェック体制を強化し、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>病虫害防除所</b> (監査日：平成22年6月30日)</p> <p>(1) 事実認定 平成21年度の植物防疫情報総合ネットワーク利用契約において、支出負担行為決議書による決議を行わないまま契約締</p>	<p>結を行い、支出負担行為決議書兼支出命令書で支払っていた。しかも、事前の経費支出何もなかった。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、契約行為をしようとするときは、法第232条の3及び高知県会計規則第43条の支出負担行為決議書による決議をしなければならないとの規定に反する事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>須崎林業事務所</b> (監査日：平成22年5月17日)</p> <p>(1) 事実認定 平成20年度山のみち地域づくり交付金事業幹線林道榑原・東津野線改築工事（山のみち第20号）において、 ア 工事用地の一部を確保しないまま工事を発注したため、工法の変更を余儀なくされ工事に手戻りを生じた。 イ この工事箇所においては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）により掘削こう配が60度以下と定められているところ、より大きいこう配で計画し、施工を行っていた。</p> <p>(2) 指摘事項 ア (1)のアは、公共用地取得事務の適正化について（平成元年9月1日付け副知事通知）の規定に反する不適切な事務処理である。 イ (1)のイは、労働安全衛生規則第356条の規定に抵触しており、不適切な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>須崎土木事務所</b> (監査日：平成22年7月2日)</p> <p>(1) 事実認定 平成21年度の旅費について、所属において5年間保管すべきとされている精算に必要な領収書の原本を個人保管としていたため、所在不明となっていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、高知県新旅費システム事務処理要領（平成18年4月1日業務改革推進室）第6証拠書類の規定に反する不適切な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p><b>教育センター</b> (監査日：平成22年5月14日)</p> <p>(1) 事実認定 平成21年度教育センターバリアフリー化工事設計業務の委託契約書を作成する際に、誤って第1条から第3条までが欠落した契約書に押印し、正式の契約書としていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12</p>
---	---	--

号)第36条第1項に規定する契約書の記載事項等に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

4 次の機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているが、別表の点について、上記2及び3の機関を含め、今後の事務処理において注意し、又は検討するよう求めた。

- 中央東福祉保健所 (監査日：平成22年5月17日)
- 須崎福祉保健所 (監査日：平成22年5月17日)
- 衛生研究所 (監査日：平成22年4月23日)
- 幡多看護専門学校 (監査日：平成22年6月8日)
- 食肉衛生検査所 (監査日：平成22年6月8日)
- 療育福祉センター (監査日：平成22年6月4日)
- 精神保健福祉センター (監査日：平成22年4月23日)
- 希望が丘学園 (監査日：平成22年5月14日)
- 中央児童相談所 (監査日：平成22年5月10日)
- 幡多児童相談所 (監査日：平成22年6月8日)
- 消費生活センター (監査日：平成22年4月23日)
- 女性相談支援センター (監査日：平成22年4月23日)
- 紙産業技術センター (監査日：平成22年5月10日)
- 計量検定所 (監査日：平成22年5月10日)
- 高知高等技術学校 (監査日：平成22年6月30日)
- 安芸農業振興センター (監査日：平成22年6月29日)
- 中央東農業振興センター (監査日：平成22年6月3日)
- 中央西農業振興センター (監査日：平成22年7月2日)
- 果樹試験場 (監査日：平成22年5月10日)
- 茶業試験場 (監査日：平成22年8月9日)
- 畜産試験場 (監査日：平成22年6月30日)
- 中央家畜保健衛生所 (監査日：平成22年5月10日)
- 西部家畜保健衛生所 (監査日：平成22年6月7日)
- 森林技術センター (監査日：平成22年5月17日)
- 嶺北林業振興事務所 (監査日：平成22年5月20日)
- 中央西林業事務所 (監査日：平成22年6月30日)
- 環境研究センター (監査日：平成22年5月10日)
- 水産試験場 (監査日：平成22年6月4日)
- 高知土木事務所 (監査日：平成22年5月20日)
- 東部教育事務所 (監査日：平成22年6月29日)
- 中部教育事務所 (監査日：平成22年5月12日)
- 西部教育事務所 (監査日：平成22年6月7日)
- 青少年センター (監査日：平成22年4月23日)
- 図書館 (監査日：平成22年5月12日)
- 幡多青少年の家の教育センター (監査日：平成22年6月7日)
- 高知西高等学校 (監査日：平成22年7月2日)

- 春野高等学校 (監査日：平成22年5月21日)
- 須崎工業高等学校 (監査日：平成22年5月21日)
- 窪川高等学校 (監査日：平成22年6月3日)
- 橋原高等学校 (監査日：平成22年8月9日)
- 仁淀高等学校 (監査日：平成22年6月4日)
- 宿毛工業高等学校 (監査日：平成22年6月7日)
- 清水高等学校 (監査日：平成22年6月8日)
- 盲学校 (監査日：平成22年8月9日)
- 高知ろう学校 (監査日：平成22年8月9日)
- 高知若草養護学校 (監査日：平成22年6月4日)
- 南国警察署 (監査日：平成22年6月3日)
- 須崎警察署 (監査日：平成22年6月3日)
- 窪川警察署 (監査日：平成22年8月9日)
- 公営企業局 (監査日：平成22年7月22日)
- 安芸病院 (監査日：平成22年6月29日)
- 芸陽病院 (監査日：平成22年6月29日)
- 幡多けんみん病院 (監査日：平成22年6月8日)

別表

	注意事項	検討事項
収入を伴う事務の執行	10	1
支出を伴う事務の執行	37	
契約事務の執行	34	7
財産・物品管理	11	2
サービス管理		
給与・旅費の支給事務	2	
庶務関係事務	2	
その他の事務の執行	2	

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
県立学校授業用パソコン 一式 10組
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成23年2月28日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県会計管理局総務事務センター  
電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法

平成22年9月3日（金）から同年10月13日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時  
平成22年11月12日(金)午前10時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年11月11日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所  
高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他  
(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。  
(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を3の(1)の交付場所に平成22年10月13日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、同月27日(水)までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
(4) 入札の無効  
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(5) 落札者の決定方法  
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
(6) 手続における交渉の有無  
無  
(7) 契約書作成の要否  
要  
(8) 資格審査に関する事項  
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成22年10月13日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。  
(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary  
(1) Details of items to be purchased: Complete sets of personal computers for classroom use at Prefectural Schools 10 sets  
(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on Friday 12 November 2010  
(3) Deadline for tender (by mail) : 5:00 P.M. on Thursday 11 November 2010  
(4) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9788

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年9月3日  
高知県警察本部長 北村 博文

1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県警察本部複写サービス 一式  
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30  
3 落札者を決定した日  
平成22年7月20日  
4 落札者の氏名及び住所  
株式会社三愛商会 高知市鴨部二丁目20番16号  
5 落札金額  
印刷1ページ当たり 95銭(消費税及び地方消費税を含まない。)  
6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
7 政令第6条の公告をした日  
平成22年6月8日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成22年9月3日  
高知県警察本部長 北村 博文

1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
指紋、掌紋情報管理システム 一式  
2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30  
3 落札者を決定した日  
平成22年7月29日  
4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
5 落札金額  
月額 5,275,053円  
6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札  
7 政令第6条の公告をした日  
平成22年6月18日